

(仮称)滋賀県学校教育の情報化の推進に関する条例案要綱(素案)

第1 目的

学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元年法律第47号)第21条の規定の趣旨にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、県および学校の設置者の責務を明らかにするとともに、学校教育の情報化の推進に関する基本的な事項等を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に資する。

第2 定義

学校、学校教育の情報化、児童生徒、デジタル教材およびデジタル教科書の定義を定める。

第3 基本理念

- 学校教育の情報化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われること。
- 1 各教科等の指導等において、情報通信技術を日常的に活用することにより、児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を活用した個別最適な学びと情報通信機器を使用した意見交換、発表等を活用した協働的な学びの一体的な充実、対面指導と遠隔授業等を融合した授業づくり等が効果的に行われること。
 - 2 情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等を適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習を推進すること。
 - 3 全ての児童生徒が、経済的な状況、地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られるよう行われること。
 - 4 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担を軽減し、児童生徒に対する教育の充実が図られるよう行われること。
 - 5 児童生徒等の個人情報の適正な取扱いおよびサイバーセキュリティの確保を図りつつ行われること。
 - 6 児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮して行われること。
 - 7 県、市町、学校の設置者、保護者の適切な役割分担による協働により推進されること。

第4 県の責務等

県の責務および学校の設置者の役割を規定

第5 推進計画

県は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を策定する。

第6 基本的施策

- 1 情報通信技術を活用した指導方法等の普及等
- 2 障害のある児童生徒の教育環境の整備
- 3 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する適切な指導等
- 4 学校の教職員の資質の向上
- 5 県立学校における情報通信技術の活用のための環境の整備
- 6 学習の継続的な支援等のための体制の整備
- 7 個人情報の保護等
- 8 人材の確保等
- 9 調査研究等の推進
- 10 県民の理解と関心の増進

第7 推進体制の整備等

県は、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずる。

第8 財政上の措置

県は、学校教育の情報化の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(仮称) 滋賀県学校教育の情報化の推進に関する条例案要綱(素案) に対する主なご意見

○私立学校や市町立学校について

- ・学校の定義について、学校法人も含めた学校となると、設置者の部分もかなり幅広くなってくると思うので、いわゆる法律で言う学校というものが何を指すのか確認したい。

◆条例の適用範囲の考え方

条例は、滋賀県として策定するものであり、その教育行政において有する権限の範囲内で適用される。

市町立学校の設置運営は基本的には市町が行うが、県としても地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく一定の指導権限等があることから、その範囲で、条例に基づき施策を遂行することとなる。

私立学校の運営については、教育基本法第8条に定めるとおり、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって、私立学校の振興を図ることとされている。

指導助言といった関与ではないが、私立学校の振興を図るという視点で、学校の情報化を推進するための施策を遂行することとなる。

○リテラシーについて

- ・タブレットが導入されたことによって、いじめの問題が見えにくくなるので、「リテラシー」の部分はどうするかについてもう少し必要だと思う。
- ・いじめが起こりうる状況が生まれないようにどうするかということを入れたいほうがいい。いじめに関してはもう少し厚みを持たせてもいい。

◆第3条(6)に「児童生徒が、自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、および情報通信技術を適切に利用することができるよう行われること。」を新たに追加

◆第8条(情報モラル教育の充実等)を新たに追加

○外国にルーツを持つ児童生徒の対応について

- ・タブレットを活用することで、外国に由来を持つ児童生徒の教育環境の整備にもつながるような形にしていきたい。

◆第10条(特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導等)に反映